

1. 改正の概要

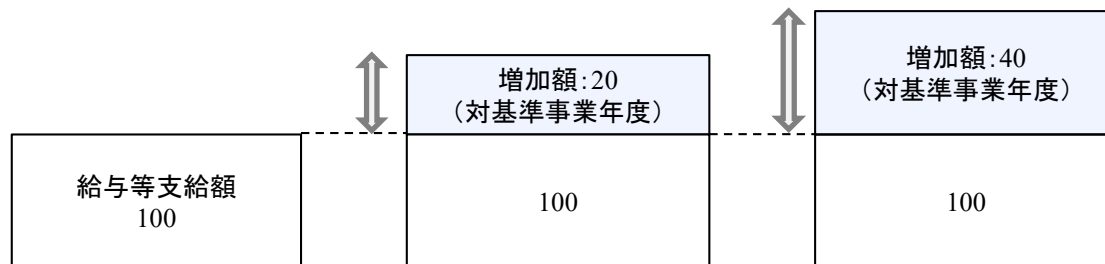
・法人(青色申告法人)が雇用者に支給する給与等が一定額増加した場合には、一定の税額控除が認められます(新設)。

適用要件	控除額
① 当年度の給与等支給額(※1)の増加額 \geq 基準事業年度(※2)の給与等支給額 \times 5%	・給与等支給増加額の10%を法人税額から控除 ・限度額は中小企業者等: 法人税額 \times 20% 上記以外 : 法人税額 \times 10%
② 当年度の給与等支給額(※1) \geq 直前事業年度の給与等支給額	
③ 平均給与等支給額(※3) \geq 直前事業年度の平均給与等支給額	

基準事業年度

適用1年目

適用2年目



適用1年目

1. 判定

- ① $20 \geq 100 \times 5\%$
- ② $120 \geq 100$
- ③ $13 \geq 11$ ∴ 適用あり

2. 控除額

$20 \times 10\% = 2$
(限度額内という前提)

適用2年目

1. 判定

- ① $40 \geq 100 \times 5\%$
- ② $140 \geq 120$
- ③ $15 \geq 13$ ∴ 適用あり

2. 控除額

$40 \times 10\% = 4$
(限度額内という前提)

給与等支給額 : 100
平均給与等支給額: 11

給与等支給額 : 120
平均給与等支給額: 13

給与等支給額 : 140
平均給与等支給額: 15

(※1) 損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額。

(※2) 平成25年4月1日以後に開始する事業年度のうち最も古い事業年度の直前事業年度。

(※3) 従業員1人あたりの平均給与等支給額と考えられる(大綱に定義がないため要確認)。

○平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用される。

2. 実務上の留意点

- ・企業による雇用、労働分配を目的として創設された制度であり、同様の目的を持つ、雇用促進税制とは併用できない。
- ・給与等支給額は、国内の事業所に勤務する雇用者に対する給与等に限られ、国外の事業所に勤務する雇用者に対する給与等や、法人の役員及びその役員の特殊関係者(親族、家事使用人など)に対する給与等の額は含まれない。
- ・個人事業者の所得税についても同様の税額控除が認められる。

3. 今後の注目点

- ・国内雇用者の範囲(出向者、派遣、アルバイト、日雇い労働者等の取り扱い)。
- ・給与等支給額の「給与等」の範囲(現物給与等の取り扱い)。
- ・平均給与等支給額の算定方法。